

郵便による戸籍等の請求書

裏面の注意事項をご覧ください。

I どなたの証明書が必要ですか。

(1)氏名・生年月日	生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日 (町名・地番まで記入)		
(2)本籍地	徳島県		
(3)筆頭者氏名	(戸籍の最初に記載されている人。亡くなられても変わりません。)		
(4)使いみちと提出先	*1できるだけ詳しくご記入ください。(例・パスポート申請のため・父〇〇の死亡に伴う相続手続きのため〇〇銀行へ提出) *2 最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は記入してください。令和 年 月 日 ()市区町村に出生・死亡・婚姻・離婚・その他()届出		
(5)相続手続などで必要な場合はご記入ください。	この欄へ記入された場合、下記IIは 記入不要 です。		
亡くなられた方の氏名	亡くなられた日	<input type="checkbox"/> 出生から死亡までの連続した戸籍が	各()通必要
	昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 亡くなったことがわかる戸籍が	各()通必要

II 何の証明書が必要ですか。(必要な証明書の箇所☑の上、通数を記入してください。)

手数料(1通)

戸籍	<input type="checkbox"/> 全部事項証明書(謄本) ()通	<input type="checkbox"/> 個人事項証明書(抄本) どなたの() ()通	450円
除籍	<input type="checkbox"/> 全部事項証明書(謄本) ()通	<input type="checkbox"/> 個人事項証明書(抄本) どなたの() ()通	750円
改製原戸籍	<input type="checkbox"/> 謄本 ()通	<input type="checkbox"/> 抄本 どなたの() ()通	750円
戸籍附票	<input type="checkbox"/> 全部 ()通	<input type="checkbox"/> 個人 どなたの() ()通	450円
必ず*A,*Bを確認してください。	*A 住基法改正に伴い附票の記載内容が変更になりました。旧：戸籍の表示(本籍・筆頭者)のみ記載 → 新：生年月日及び性別を記載し、戸籍の表示及び在外選挙人名簿登録は申出により記載する場合は☐にレ点を記入してください。☐ <u>本籍及び筆頭者氏名</u> ☐ <u>在外選挙人登録情報</u> (登録者のみ) *B 戸籍改製に伴い平成15年2月22日以降の住所履歴しか記載されません。改製原戸籍附票の廃棄済証明が必要な場合もありますので、どこの住所からの票が証明したいかを記入してください。		
*3	証明が必要な住所()		
<input type="checkbox"/> 身分証明書(禁治産・後見登記・破産宣告を受けていない証明)	どなたの() ()通		450円
<input type="checkbox"/> 独身証明書(代理人による郵便請求はできません)	どなたの() ()通		450円
<input type="checkbox"/> 受理証明書 出生・婚姻・離婚・養子縁組・()届 届出年月日 平・令 年 月 日			350円
その他	<input type="checkbox"/> () ()通		手数料はお問い合わせください。

III 請求者 (吉野川市の戸籍で請求者の親族確認などができないときは、関係が確認できる資料(戸籍の写しなど)を求めることがあります。)

(1)住所	
(2)氏名	生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日
(3)戸籍等が必要な方からみた請求される方の続柄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> その他()
(4)連絡先(平日の昼間に連絡のとれる電話番号)	自宅・職場・携帯 【TEL】 連絡がとれない時間帯があれば記入してください。(: ~ :)

IV 添付書類

(1)手数料分の【定額小為替】(ゆうちょ銀行で購入できます。表裏とも無記名の状態をお願いします。) <u>切手や収入印紙ではお受けできません。</u>
(2)請求される方の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証などのコピー) *4 裏面に住所変更等の記載がある場合は、裏面もコピーしてください。
(3)返信用封筒 *5 (送付先を記入し、切手を貼ってください。) <u>戸籍に関する証明は住民登録地以外のところへは送付できません。</u>
(4)委任状 *6 (代理の方が請求する場合のみ必要です。)、請求権限確認書類 *7(親族関係や権利行使の確認のため求める場合があります。)

偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、刑罰が科せられます。

【送付先】〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1 吉野川市役所 市民課
【問い合わせ先】 市民課 TEL 0883-22-2210 FAX 0883-22-2245
受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

請求書の内容に不備や疑義がある場合には、請求者に連絡確認を行ってから発送するため、到着が遅れる場合があります。
届いた資料を審査させていただくため、事前にお問い合わせいただいた場合でも追加資料を求める場合がありますので、ご了承ください。

*1 使いみちと提出先について

戸籍に記載されている方又はその配偶者、直系親族の方が戸籍を請求できます。左記以外の方で請求できるのは、権利行使又は義務履行などの正当な利害関係のある方に限られ、正当な理由を確認できる資料が必要です。一人一人戸籍の編製の仕方が異なるため、戸籍の種別・通数も異なります。戸籍の種別が不明な場合は、必要な戸籍の範囲、証明したい内容について具体的に記入のうえ、請求してください。

*2 最近戸籍の届出をされた方について

戸籍届出に伴う戸籍記載を確認し交付しますので、2週間以内に届出された方はご記入ください。

戸籍の届出が不備なく受理された場合、吉野川市で戸籍の記載までの目安は下記のとおりです。

<吉野川市に戸籍届出された場合>

開庁時間内の届出であれば、5日後、開庁時間外の届出であれば翌開庁日5日後に記載完了。

<吉野川市以外に戸籍届出された場合>

届出された市区町村から届書を郵送で受付し、戸籍の記載を行うため届出から2週間後記載完了。開庁時間外の届出の場合は、さらに日数を要します。

*3 戸籍の附票の記載内容が変わりました

戸籍の附票に「生年月日」「性別」が記載され、本籍・筆頭者の記載が原則省略されます。

本籍・筆頭者の記載を希望する場合は、*Aに☑を記入してください。第三者請求など希望されても記載できない場合があります。
在外選挙人名簿の登録情報（登録者のみ）についても原則省略されます。

*4 本人確認書類について

公的機関が発行した住所が確認できる書類のコピーが必要です。現在の氏名・住所が確認できるよう複写してください。

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、在留カード、介護保険証など

マイナンバーカードは個人番号の記載されていない表面のみコピーしてください。

運転免許証等、裏面に現住所が記載されている場合、裏表をコピーしてください。

健康保険証は裏面に住所変更等がある場合、裏表をコピーし、保険者番号・被保険者記号・番号・QRコードの部分に黒塗りなどにより見えないようにして、送付してください。

住所が記載されていない旅券（パスポート）などは、郵便請求の場合、本人確認書類とはなりません。

マイナンバー（個人番号）の「通知カード」は、本人確認書類とはなりません。

有効期限のある本人確認書類は、有効期限内のものに限ります。

*5 返信用封筒について

送付先は、請求者の住民登録地です。

相続等で戸籍をさかのぼって請求される場合などは、A4サイズが入る大きめの封筒をご準備いただき、多めの切手を同封してください。同封していただいた切手は必要に応じ使用し、使用しなかった切手はお返しいたします。不足する場合は、不足料金着払いで返送します。

*6 委任状について

下記の請求の場合は委任状が必要です。

- ・戸籍を(1)～(4)以外の方が代理で請求される場合
 - (1)本人、配偶者及び直系親族の方
 - (2)権利行使または義務履行などの正当な利害関係のある方
 - (3)国または地方公共団体に提出する必要がある方
 - (4)戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある方
- ・身分証明書をご本人以外の方が代理で請求される場合
- ・受理証明書を届出人以外の方が代理で請求される場合
- ・届書記載事項証明書を利害関係人（特別の事由がある場合に限り）以外の方が代理で請求される場合

委任状は必ず委任者の方本人が記入してください。委任状が当該交付請求の権限に限って作成された委任状の原本還付はできません。

*7 請求権限確認書類について

第三者請求において、請求理由によっては、資料の提示を求める場合があります。例えば、裁判手続きを理由とした請求の場合は、申立てを行うことを疎明する資料等（申立書の写しや裁判所からの通知等）を求めることとなります。